





## 諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会  
平成28年9月6日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、7月5日、15日、8月10日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計 平成28年度4月分～5月分
- (2) 病院事業会計 平成27年度3月分
- (3) 水道事業会計 平成27年度3月分

2. 中間市債権管理条例第20条の規定により、放棄した私債権の報告書を、8月18日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件数	金額
公営住宅使用料	1件	45,800円
中間市営自動車駐車場使用料	1件	35,800円
住宅新築資金等貸付金	43件	61,708,995円
水道料金	433件	908,548円
診療費	7件	1,073,244円

3. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、8月18日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 平成27年度決算書
- (2) 平成28年度事業計画書
- (3) 平成28年度予算書

4. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、8月24日付で教育長から受領した。

5. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、9月1日付

で市長から受領した。

(意見書の提出)

平成28年6月24日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 介護職員の処遇改善を求める意見書
- (2) 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
- (3) 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書
- (4) 介護保険制度における軽度者への給付の見直しに関する意見書

議事日程 (第1号)

平成28年 9月 6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 堀川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)
- (日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 認定第1号 平成27年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第3号 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第4号 平成27年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第6号 平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成27年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成27年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 認定第10号 平成27年度中間市病院事業会計決算認定について
- (日程第4～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第41号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 第42号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第16 第43号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(日程第14～日程第16 提案理由説明)

日程第17 第44号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 第45号議案 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(日程第17～日程第18 提案理由説明)

日程第19 第46号議案 中間市道路線の廃止について

(日程第19 提案理由説明)

日程第20 第47号議案 北九州市道路線の認定の承諾について

(日程第20 提案理由説明)

日程第21 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (18名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	19番 米満 一彦君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	後藤 哲治君
教育長 ……………	増田 俊明君	総務部長 ……………	園田 孝君
総合政策部長 ……	藤崎 幹彦君	市民部長 ……………	柴田精一郎君

保健福祉部長 ……	小南 敏夫君	建設産業部長 ……	間野多喜治君
教育部長 ……	濱田 孝弘君		
環境上下水道部長 ……			久野 裕彦君
市立病院事務長 ……	貞末 孝光君	消防長 ……	三船 時彦君
総務課長 ……	後藤 謙治君	財政課長 ……	田代 謙介君
企画政策課長 ……	蔵元 洋一君		
人権男女共同参画課長 ……			蛙田 由美君
健康増進課長 ……	岩河内弘子君	介護保険課長 ……	冷牟田 均君
土木課長 ……	藤田 晃君	都市整備課長 ……	白石 和也君
上水道課長 ……	井上 一君	下水道課長 ……	岩切 伸一君
市立病院課長 ……	末廣 勝彦君		

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	八汐 雄樹君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

---

午前9時58分開会

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しております。

これより平成28年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入る前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略をしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月29日までの24日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

---

### 日程第2. 選挙第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、選挙第1号堀川水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

堀川水利組合議会議員に、下川俊秀君、栗田義明君、吉田光代さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を堀川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、堀川水利組合議会議員に当選されました。

---

日程第 3. 承認第 8 号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第 3、承認第 8 号専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松本市長。

○市長(松下 俊男君)

承認第 8 号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成 28 年 4 月 26 日午後 5 時、中間市在住の男性が、中間市道路線であります西光寺大ノ浦線を自転車で走行中、グレーチングとグレーチングのすき間に前輪がはまり、転倒をし、受傷及び物的損傷を受けました。

この件に係る損害につきましては、本市が加入しております損害保険会社におきまして、損害賠償の額が 5 万 9,760 円と算出されました。

本件につきましては、相手方に対し早急に治療費を賠償する必要性がありましたことから、相手方と本年 8 月 23 日付で損害賠償の額を 5 万 9,760 円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金 5 万 9,760 円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。つきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(堀田 英雄君)

ただいま議題となっております承認第 8 号に対する質疑は、9 月 8 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 4. 認定第 1 号

日程第 5. 認定第 2 号

日程第 6. 認定第 3 号

日程第 7. 認定第 4 号

日程第 8. 認定第 5 号

日程第 9. 認定第 6 号

日程第10. 認定第 7号

日程第11. 認定第 8号

日程第12. 認定第 9号

日程第13. 認定第10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、認定第1号から日程第13、認定第10号までの平成27年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

認定第1号から認定10号までにつきましては、各会計別一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は4億420万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が39億6,630万円となり、前年度と比較いたしますと190万円の減収となっております。

個人市民税は伸び悩んでおりますが、法人市民税においては景気回復の影響もあり、2,900万円増収となっております。

しかしながら、固定資産税及び都市計画税が、地価下落の影響等によりまして4,030万円減収となりましたことが、市税減収の要因となっております。

このような厳しい社会経済情勢ではございますが、適正な債権管理及び徴収強化に積極的に取り組みました結果、市税徴収率は、前年度の94.1%から94.7%へと上昇し、減収額は最小限にとどめております。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと54億8,740万円となり、前年度と比較いたしますと3,030万円の減収となっております。

さらに、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましても、前年度より5,840万円減額し、6億1,220万円となっております。

これは、平成27年度の地方交付税総額が、前年度から0.8%減額されたことに加え、消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増額等が見込まれ、基準財政収入額を増額算定されたことによりまして、地方交付税額が減額する要因となったことによるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、義務的経費につきましてご説明を申し上げますと、人件費におきましては、人事院勧告に準じた期末勤勉手当支給率引き上げ等により、前年度と比較いたしまして平成27年度は770万円増額をいたしております。

扶助費におきましては、生活保護率低下に伴う生活保護費減額等により、前年度と比較

いたしまして4,030万円の減額の55億6,270万円となっております。

公債費におきましては、地方債残高が前年度から減少したことに伴いまして、前年度と比較いたしまして、大きく6,140万円減額をし、20億1,580万円となっております。

次に、主な事業につきましてご説明を申し上げます。

総務費におきましては、遠賀川水源地ポンプ室がユネスコ世界遺産に登録されたことを受けまして、市民の皆様と一緒に喜びを分かち合うことができました。

また、10月には、乗り合いタクシー方式によりますコミュニティバスの運行を、中間南校区において新たに開始しておりますが、その補助金として110万円を支出し、地域における生活交通を確保いたしております。

さらに、平成27年4月から中間市空き家バンク制度を新規に実施をいたしまして、空き家解消、住環境整備及び定住促進の取り組みを推進いたしたところでございます。

世界遺産関連イベント等でのPR活動が実を結び、中古住宅登録件数が全国1位となるなどしましたことから、25の物件が成約につながり、大きな成果を上げることとなっております。

民生費におきましては、中間市独自の取り組みといたしまして、高齢者や障がい者、子育て世帯に健康福祉商品券を支給することで消費税増税の影響を緩和するとともに、地域における消費拡大を図ることができております。

保健衛生費におきましては、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、予防接種及び各種保健事業を実施するとともに、戸別訪問や地域に出向いた健康教育の場を活用し、積極的な健診受診を勧奨することで、市民の皆様の健康増進を推進いたしております。

労働費におきましては、引き続き国の施策でございます緊急雇用創出事業を活用するとともに、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を支出するなど、単独事業も積極的に実施をし、地域の実情に合った雇用確保対策を展開をいたしております。

農林水産業費におきましては、農業用水路の改良、ポンプ設置工事等に1,870万円を支出するとともに、多面的機能支払交付金に150万円を支出することにより、農業従事者の高齢化や担い手不足という厳しい環境の中で、地域における農業振興に成果を上げております。

商工費におきましては、地域経済の活性化対策といたしまして、平成21年度から毎年行っておりますプレミアム付商品券販売でございますが、平成27年度は遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録記念といたしまして、プレミアム率を20%に引き上げるとともに、販売冊数も前年度の1万7,600冊から2万9,000冊へと増冊いたしましたところ、2回の販売とも短期間で完売し、多大なご好評の声をいただくとともに、地元商店のさらなる消費拡大につながる結果となりました。その経費といたしまして、4,590万円支出をいたしております。

その結果、平成27年度、中間市等々に観光客——これは遠賀川水源地ポンプ室等々、観光資源として積極的に展開をしたところでございますが、その結果、平成27年度に中間市を訪れた観光客数は、平成26年度の4万9,680人から8万9,700人へと大幅に増加いたしております。

土木費におけます道路新設改良費につきましては、合計19件の工事を行っており、継続して実施している御座ノ瀬中ノ谷線バイパス道路新設工事費に2,610万円を支出し、西部地区における一層の地域活性化を目指してまいります。

住宅費におきましては、公営住宅等整備手法評価検討業務委託料に380万円を支出し、中鶴地区建替事業の官民連携における最適な手法を比較検討をいたしております。

消防費におきましては、扇ヶ浦地区に耐震性貯水槽、いわゆる防火水槽を整備するとともに、川西地区の消防団格納庫改修も実施することで、消防防災活動の拠点整備を図っております。

本市では、今後も引き続き、市民の皆様と一体となり災害に強いまちづくりを行ってまいります。

教育費におきましては、児童生徒が快適に学習できる教育環境の整備を図るため、全ての小中学校の普通教室に空調設備を設置する工事費といたしまして2億9,480万円、全ての小中学校における屋内運動場の非構造部材耐震化工事費といたしまして3億5,080万円を支出し、児童生徒はもちろん、緊急時の避難所といたしましての機能強化によりまして、地域住民の安全安心の確保を図っております。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続きまして、特別会計につきましてご報告を申し上げます。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は68億2,500万円、歳出総額は80億6,640万円となり、差し引き12億4,130万円の歳入不足となっております。

この中から前年度繰り上げ充用金を12億4,660万円を除きます単年度決算といたしましては、520万円の黒字決算となっております。

平成27年度の単年度決算が黒字となりました要因といたしましては、平成26年度の国民健康保険運営協議会の答申に基づきまして、単年度決算におきまして歳入が不足いたしましたことにより、一般会計から1億8,500万円の法定外繰り入れを行ったことによるものでございます。

しかしながら、歳出におきまして、C型肝炎の高額な新薬が保険適用されたことなどが要因となりまして、保険給付費が1億7,500万円増加いたしました。このことから、累積赤字の大幅な解消には至っておりません。

次に、国民健康保険の概況でございますが、各月平均の加入者数は、平成27年度は1万2,636人でありまして、平成26年度と比較いたしまして374人減少いたし

ております。

また、1人当たりの年間療養諸費は、平成26年度の30万131円に比べまして、32万2,593円と増額をしております。これは、先ほど申しあげましたC型肝炎の高額な新薬が保険適用されたことや、高度で高額な医療の拡大、また、高齢化によるものでございます。

今後とも、中間市国民健康保険事業の健全な運営を目指し、国民健康保険税の徴収強化及び税率の見直し等を検討するとともに、特定健康診査・特定保健指導を推進し、保健事業をより充実させることによりまして、市民の健康増進による医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等5,840万円に対しまして、歳出総額は、繰上充用金等4億2,310万円で、差し引き3億6,470万円の収入不足となっております。

この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することによりまして、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、中鶴地区、曙地区の下水道処理場等を維持管理する経費が主なものでございます。歳入歳出の差し引き額は70万円の黒字となっており、また、公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出の差し引き額は320万円の黒字となっております。

公共下水道は、土手ノ内地区など市内6地区の雨水管路整備、また長津地区など市内20地区での下水道整備を行い、普及率は72.5%に達しております。

また、公共下水道と地域下水道を合わせました普及率は81.8%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努めてまいりたいと、そのように思っております。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、新たな用地の取得はなく、公債費のみの660万円の決算となっております。これによりまして、平成17年度に借り入れました地方債は償還が完了いたしております。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入47億5,100万円、歳出46億3,050万円となり、歳入歳出差し引き1億2,040万円の黒字決算となっております。

平成28年3月末現在におけます要介護認定者数は3,192人で、前年度と比較いたしまして1.5%増加をし、保険給付費は43億3,250万円で、前年度と比較いたしまして5,110万円、率にいたしまして1.2%増加をいたしております。

増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用の増加が考えられております。

同じく介護サービス事業勘定におきましては、要支援者の年間給付管理件数は1万1,156件であり、歳入5,260万円、歳出4,660万円となり、歳入歳出差し引き600万円の黒字決算となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額7億4,940万円、歳出総額7億3,120万円、差し引き額1,820万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

黒字決算となっておりますが、これは、市町村会計では出納整理期間中である4月及び5月に納付されました保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が平成28年度会計で受け入れるためでございます。

そのため、その間に納付されました1,670万円は、平成28年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に支出することとなっております。

今後も福岡県後期高齢者広域連合との連携を密にしながら、安心・信頼の医療の確保と予防医療を進めつつ、医療費適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努めてまいります。

最後に、平成27年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は2,690万円の黒字、単年度収支も520万円の黒字となっております。

しかしながら、基金残高は前年度から1億8,500万円減額の34億3,000万円となり、平成20年度以来、7年ぶりの減額となりました。

一方、地方債残高は前年度から大きく6億2,420万円減額となる143億2,330万円となっております。

これで、平成17年度決算から11年連続して地方債残高の減額を達成し、ピーク時の約196億円から53億円もの減額となっております。

また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、実質公債費比率が14.5%で、将来負担比率が71.6%で、いずれも前年度から改善をし、国が示す早期健全化基準からは大きく下回っておりますが、他の自治体と比較いたしますと、依然高い数値となっております。

さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.6%で、これも依然として財政硬直化を示す数値となっております。

このように、厳しい財政状況にあることは変わりありません。

さらに、今後は人口減少への対応策、また、加速いたします少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等の市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回ります伸び率を示す社会保障費の財源確保、国民健康保険事業におけます累積赤字解消といった諸問題も山積をいたしております。

今後とも行政の効率化によりまして経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立するという財政規律を保持しながら、「世界遺産のあるまち なかま」といたしまして、地域活性化の取り組みをさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいりたい所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

なお、地方自治法233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせまして提出をいたしております。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第9号平成27年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金2億3,507万7,638円のうち、7,339万620円を利益積立金へ積み立て、残余1億6,168万7,018円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきましては、収益的収入及び支出における総収益は、10億394万9,640円となり、前年度と比較いたしますと397万8,533円の減額となっております。

これに対します総費用といたしましては、9億3,329万139円となり、前年度と比較いたしますと1,389万7,497円の減額となっており、当年度の純利益は7,065万9,501円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては、1億4,453万2,903円で、これに対します総支出は5億2,669万3,945円となり、差し引き3億8,216万1,042円の不足が生じましたが、この不足額は当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

次に、平成27年度の給水状況につきまして、給水戸数が2万8,521戸で、前年度より132戸増加をしておりますが、給水人口につきましては6万2,488人で、前年度より370人減少しております。

また、有収水量は572万2,719立方メートルで、前年度より3万8,944立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせ、生活様式が多様化する中で、節水意識の高まりなどにより、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。

また、良質な水道水質の維持向上に向けては、施設の維持、改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしております中、これらの

費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、大変厳しくなることが予想されます。より一層効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけまして議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定によりまして、事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、認定第10号平成27年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、経常収益20億8,534万2,241円に対しまして、経常費用は20億5,538万1,721円となりまして、2,996万円の経常利益を計上することができました。

また、総収益20億8,559万5,458円に対しまして、総費用20億6,216万2,289円となりまして、単年度収支におきまして、2,343万円の純利益となっております。

これによりまして、前年度繰越欠損金を3億1,661万6,370円から当年度純利益を差し引きました2億9,318万3,201円が当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入6,931万1,000円に対しまして、支出は1億253万5,508円となりまして、これによる差し引き不足額は3,467万円となっておりますが、これにつきまして、繰越損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数は2万3,401人で、1日平均64人となっており、外来延べ患者数は6万5,705人で、1日平均243人となっております。

本年度も、地域医療機関としましての役割を果たすとともに、経営面におきましても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定によりまして、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出をいたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月8日の本会



議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第14. 第41号議案**

**日程第15. 第42号議案**

**日程第16. 第43号議案**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第14、第41号議案から日程第16、第43号議案までの平成28年度各会計補正予算3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第41号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、まず、歳出につきまして、特別会計国民健康保険事業の累積赤字の解消を目的とした法定外繰出金を計上いたしております。

特別会計国民健康保険事業の累積赤字につきましては、平成26年度から法定外繰り出しを行うことで、増加の抑制を図っておりますが、解消には至っておりません。平成27年度末では12億4,000万円余りとなっております。

また、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることが決定しておりまして、本年6月の定例市議会での一般質問答弁で申し上げましたとおり、この累積赤字を早急に解消するため、この補正予算におきまして3億円を計上いたしております。

国民健康保険事業につきましては、今後も国民健康保険税の収納率向上及び税率の見直しによる税収の増加、保健事業の充実によりまして医療費の適正化を図り、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

そのほか歳出の主なものといたしましては、総務費におきましては、遠賀川水源地ポンプ室前への案内板設置事業及び世界遺産認定記念銘の設置事業にそれぞれ250万円を計上しております。

民生費におきましては、民間の介護事業所の施設整備の支援といたしまして、スプリンクラー設置事業への補助金を360万円、介護ロボット導入事業への補助金を310万円計上し、高齢者支援を推進してまいりたいと考えております。

衛生費におきましては、生後1歳までの乳児を対象としたB型肝炎ワクチンが本年10月から定期接種化されますことに伴いまして、公費負担を320万円計上いたしております。

農林水産業費におきましては、女性農業者への支援といたしまして新商品開発事業への補助金を10万円、農業の担い手が経営規模の拡大や経営の多角化に取り組むために整備

する農業用機械の購入に対する補助金を60万円それぞれ計上し、農業地域の振興を推進してまいります。

商工費におきましては、熊本地震被災地復興支援を目的とした筑前中間やっちゃれ祭りのイベントに対する補助事業に70万円、本市のPRを目的としたポロシャツ製作事業に100万円をそれぞれ計上いたしております。

土木費におきましては、屋島公園の複合遊具及びロープウェイの改修事業に2,000万円を計上し、子どもたちが安全で快適に利用できる施設整備を実施してまいります。

また、中鶴地区の公営住宅建替事業に関する費用といたしまして、既存住宅の解体工事費、事業用地購入費等を合計で1億6,490万円計上いたしております。

教育費におきましては、本年11月から予定しております中央公民館の日曜日開館に伴います経費を50万円計上してございまして、幅広い世代に活用される施設環境を構築いたします。

これらの歳出に伴う歳入予算につきましては、民間の介護事業所への支援事業に対する国庫補助金を合計で670万円、農業従事者への支援事業に対する県補助金を合計で70万円、中間市PR用ポロシャツの売り払い収入を130万円、屋島公園の遊具整備事業に対する社会資本整備総合交付金を750万円、中鶴地区の公営住宅建替事業に対する国庫補助金、鉦害復旧事業助成金を合計で6,340万円、財政調整基金繰入金を3億円、建設事業債を1億1,100万円それぞれ追加計上してまいります。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ5億4,010万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ184億8,650万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第42号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出につきましては、平成30年度の国民健康保険広域化に伴うシステム改修委託料といたしまして430万円、平成27年度の療養給付費等交付金確定に伴います償還金利息及び割引料といたしまして1,840万円を追加をいたしております。

次に、歳入につきましては、国庫補助金を280万円、一般会計繰入金のうち職員給与費等繰入金を140万円、また、本年6月議会でお示しいたしましたとおり、累積赤字の削減を目的といたしております法定外の保険税及び医療費支援繰入金を3億円追加をいたしております。また、歳入欠陥補填収入につきましては、2億8,150万円減額をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ2,276万円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,677万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第43号議案でございます、平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、介護保険法の改正に伴いまして、平成28年4月から利用定員が18名以下の介護事業所における通所介護が地域密着型通所介護に移行いたしますことから、本市におきましては、15の事業所が地域密着型通所介護に移行することとなり、請求科目の変更が生じますことから、介護サービス等諸費におきまして、居宅介護サービス給付費を1億8,000万円減額し、地域密着型介護サービス給付費を1億8,000万円追加いたしております。また、地域支援事業費といたしまして、人事異動に伴う人件費を670万円、平成27年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫償還金3,350万円、県償還金1,350万円、支払基金償還金550万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫償還金350万円、支払基金償還金30万円を追加いたしております。

また、債務負担行為補正といたしまして、第7期中間市高齢者総合保健福祉計画策定支援業務を550万円計上いたしております。施行期間につきましては、平成28年度から平成29年度といたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、第1号被保険者保険料を140万円追加をし、介護サービス負担金の割合変更に伴いまして、国庫負担金を900万円減額をし、県負担金を900万円追加をいたしております。

また、平成27年度事業における介護給付費確定に伴う追加交付金といたしまして、地域支援事業費支払基金交付金20万円、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金5,640万円を追加いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ6,347万円を追加をいたし、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ49億4,289万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算3件に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第17. 第44号議案

#### 日程第18. 第45号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第17、第44号議案及び日程第18、第45号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第44号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月に公布され、同年8月1日に施行されたことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、条例において引用しております同令の条項にずれが生じたことから、これを改正後の同令の条項に合わせるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日から施行することとし、また、政令の施行日にあわせ、平成28年8月1日から適用することといたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第45号議案指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法の改正に伴いまして厚生労働省令が改正され、小規模な通所介護事業所につきまして、新たに市町村が所管する地域密着型サービスと位置づけられましたことから、その基準及び地域との連携等に係る事項について、条例で定める必要が生じたことによりまして、改正するものでございます。

改正の主な内容をご説明いたします。

まず、中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例につきましては、同様の基準を定める厚生労働省令におきまして、新たに地域密着型サービスとして地域密着型通所介護に係る規定が設けられましたことから、同様の改正を行うものでございます。

また、中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例につきましては、同様の基準を定める厚生労働省令におきまして、地域との連携を図ることを目的とし、運営推進会議の設置を義務づけられましたことから、同様の改正を行うものでございます。

また、これらの条例中の用語、また用字の見直しもあわせて行っております。

また、条例の施行日につきましては、平成28年10月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

## 日程第19. 第46号議案

### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、第46号議案中間市道路線の廃止についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。松下市長。

### ○市長（松下 俊男君）

第46号議案中間市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回廃止をいたします路線は、御苗代19号線でございます。この路線につきましては、東中間二丁目地内の道路整備計画の変更に伴いまして、御苗代20号線を整備したことから廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第46号議案に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第20. 第47号議案

### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第20、第47号議案北九州市道路線の認定の承諾についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

### ○市長（松下 俊男君）

第47号議案北九州市道路線の認定の承諾について、提案理由を申し上げます。

中間市土手ノ内三丁目地内及び北九州市八幡西区岩崎四丁目地内の行政界上にございます道路は、私道と中間市道殿牟田団地23号線が混在いたしております。

先般、私道の所有者から寄附の意向がありましたことから、北九州市との間で当該道路を効率的に維持管理するために分割をし、双方が行政区域を越えて市道認定する方針で協議を重ねてまいりました。協議の結果、当該道路は中間市の市民及び北九州市民が既に生活道路として使用し、双方の住民に欠かせないものであること、また、道路の構造上も市道としての基準を満たしていることから、双方において市道認定することに問題はないとの判断をいたしております。

したがって、当該道路のうち北九州市道として認定される予定の道路区域に中間市の行政区域が含まれていることに伴い、道路法第8条第3項の規定に基づきまして、北九州市長から北九州市道の設置に係る承諾が求められましたことから、同条第4項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第47号議案に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

---

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           堀 田 英 雄

議 員           小 林 信 一

議 員           井 上 太 一